

# 令和6年度 ジビエ供給拡大推進事業をご利用ください

山梨県では、ニホンジカのジビエ利用を推進するため、狩猟により捕獲したニホンジカの個体を、県内のジビエ処理施設（別途指定した施設に限る）にジビエ利用のために搬入した場合に報償金をお支払いする「ジビエ供給拡大推進事業」を、次のとおり実施します。

## 【事業予定期間】

令和6年11月15日～令和7年3月15日



## 【支払条件】

- 山梨県内で狩猟者登録をした狩猟者で、山梨県が定める誓約書に記入・提出いただける方が、狩猟により捕獲したニホンジカの個体
  - 事前にジビエ処理施設に連絡し、個体の状態等を伝え、搬入の可否を確認
  - 処理施設への1回目の搬入は1頭とし、狩猟者とジビエ処理施設が、受け入れ条件について確認する機会とすることから、2頭目以降が支払いの対象
  - ジビエ処理施設がジビエ利用として受け入れを認めた場合  
(認められなかった個体は、狩猟者が持ち帰り、処分)
  - 止め刺しを行ってから、2時間以内に搬入した場合
  - × 個体の一部が切り取られている個体は対象外
  - × スプレーによるマーキングのある個体や、尻尾のない個体は対象外
  - × 許可捕獲（管理捕獲や有害捕獲）などで捕獲した個体は対象外
- ※ ジビエ処理施設への搬入を確認するための提出書類の不備や、添付写真が不明瞭な場合、提出期限を過ぎた場合は、お支払いできない場合がありますので、ご注意ください。



## 【報償金】

対象となるジビエ処理施設へ搬入したニホンジカの個体 2頭目以降 8千円/頭

## 【対象施設】

| 施設名          | 連絡先   |
|--------------|---|
| 早川町ジビエ処理加工施設 | 早川町草塩 503（電話：0556-48-8086）                          |
| 明野ジビエ肉処理加工施設 | 北杜市明野町上手 8292-2<br>（電話：090-2642-2929、090-3346-4525） |
| ふじさんジビエ      | 富士吉田市小明見 1-9-15（電話：0555-22-8191）                    |

※ その他、手続きなど詳細については、山梨県ホームページをご覧ください。  
〈山梨県ホームページ〉

<https://www.pref.yamanashi.jp/shizen/jibie-kyoukyu.html>

